

令和7年度 あま市地域防災計画の修正要旨

I あま市地域防災計画の修正の根拠

あま市地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている（災害対策基本法第42条）。

また、地域防災計画の作成、修正はあま市防災会議の所掌事務とされている。（災害対策基本法第16条）。

II 本年度の主な修正事項

1. 避難生活の良好な生活環境確認に向けた修正・・・・・・・・・・2P
2. 情報の収集・連絡体制の整備に係る修正・・・・・・・・20P

1. 避難生活の良好な生活環境確保に向けた修正

<修正箇所>

■風水害等編	第2編	第9章	第1節	避難所の指定・整備等
	第3編	第6章	第2節	防疫・保健衛生
	第3編	第9章	第1節	避難所の開設・運営
■地震・津波編	第2編	第7章	第1節	避難所の指定・整備等
	第3編	第7章	第2節	防疫・保健衛生
	第3編	第10章	第1節	避難所の開設・運営

■風水害等編 (P71)

現行	修正案		
第1節 避難所の指定・整備等	第1節 避難所の指定・整備等		
<p>1 市における措置</p> <p>(1) 避難所等の整備</p> <p>市は、地域の実情に応じた避難者数を想定し、さらに市町村相互の応援協力体制のバックアップのもとに避難所等の整備を図る。</p> <p>また、避難者が最寄りの避難所等へ避難できるよう、必要に応じて行政界を越えての避難を考慮して整備していくものとする。</p> <p>(2) 指定避難所の指定</p> <p>ア 市は、避難所が被災した市民が一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、学校や公民館等の市民に身近な公共施設等を災対法施行令の定める規模条件、構造条件、立地条件、交通条件等の基準に従って指定するものとする。(資料編4-2を参照)</p> <p>イ 上記アの基準に加え、避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、バリアフリー化しておくことが望ましい。</p> <p>ウ <u>避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースを確保するものとする。(追加)</u></p> <p style="text-align: center;"><一人当たりの必要占有面積></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">1㎡/人</td> <td>発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積</td> </tr> </table>	1㎡/人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積	<p>1 市における措置</p> <p>(1) 避難所等の整備</p> <p>市は、地域の実情に応じた避難者数を想定し、さらに市町村相互の応援協力体制のバックアップのもとに避難所等の整備を図る。</p> <p>また、避難者が最寄りの避難所等へ避難できるよう、必要に応じて行政界を越えての避難を考慮して整備していくものとする。</p> <p>(2) 指定避難所の指定</p> <p>ア 市は、避難所が被災した市民が一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、学校や公民館等の市民に身近な公共施設等を災対法施行令の定める規模条件、構造条件、立地条件、交通条件等の基準に従って指定するものとする。(資料編4-2を参照)</p> <p>イ 上記アの基準に加え、避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、バリアフリー化しておくことが望ましい。</p> <p>ウ <u>内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、避難者の居住スペースを確保するものとする。</u></p> <p>エ 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、<u>避難所内の空間配置図やレイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。また、</u>備蓄場所の確保、通信設備の整備等</p>
1㎡/人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積		

現行		修正案
<u>2㎡／人</u>	<u>緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積</u>	<p>を進めるものとする。</p> <p>オ 指定に当たっては、原則として、防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点等の災害対策に必要な施設を避難所として使用しないこととする。また、災害発生時に複数の避難者がやむを得ず指定避難所以外の施設に避難した場合は、その場所を新たに避難所として追認、登録することが必要である。</p> <p>カ 市は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を明確にしておくものとする。</p> <p><u>キ 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。</u></p> <p>(3) <u>指定福祉避難所の指定</u></p> <p>ア 市は、<u>指定一般避難所内</u>では生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、<u>指定福祉避難所</u>を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等について必要な配慮をするよう努めるものとする。</p> <p>イ 市は、<u>指定福祉避難所</u>として要配慮者</p>
<u>3㎡／人</u>	<u>避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積</u>	
<p><u>※ 介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。</u></p> <p><新型コロナウイルス（削除）感染症対応時の必要占有面積></p> <p><u>一家族が、目安で3㎡×3㎡の1区画を使用し、各区画（一家族）の距離は1～2㎡以上空ける（※人数に応じて区画の広さは調整する。）。</u></p> <p>エ 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、<u>（追記）</u>備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。</p> <p>オ 指定に当たっては、原則として、防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点等の災害対策に必要な施設を避難所として使用しないこととする。また、災害発生時に複数の避難者がやむを得ず指定避難所以外の施設に避難した場合は、その場所を新たに避難所として追認、登録することが必要である。</p> <p>カ 市は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を明確にしておくものとする。</p> <p><u>キ（（3）ウより転記）</u></p> <p>(3) <u>（追記）福祉避難所の整備</u></p> <p>ア 市は、<u>指定避難所内の一般避難スペース</u>では生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、<u>（追記）</u>福祉避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等について必要な配慮をするよう努めるものとする。</p>		

現行	修正案
<p>イ 市は、<u>福祉避難所</u>として配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。</p> <p><u>ウ 指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。</u></p> <p>エ 市は、<u>(追記)</u>福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してこないよう、必要に応じて、あらかじめ<u>(追記)</u>福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</p> <p>オ 市は、前述の公示を活用しつつ、<u>(追記)</u>福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に<u>(追記)</u>福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</p> <p>(4) 避難所としての適切な施設 避難所として適切な施設は公立学校、公民館等であるが、適当な施設がない場合は、公園、広場を利用して、野外へ建物を仮設し、又はテント等を設営する。この場合、平素から安全な広場等及び仮設に必要な避難用テント等の資機材の調達可能数を把握確認しておくものとする。 なお、必要に応じ行政界を越えての避難を考慮し、整備していくものとする。</p> <p>(5) 避難所が備えるべき設備の整備 避難所には、内閣府が作成した「<u>避難所</u>における良好な生活環境の確保に向けた取</p>	<p>を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。</p> <p><u>ウ</u> 市は、<u>指定</u>福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してこないよう、必要に応じて、あらかじめ<u>指定</u>福祉避難所として指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</p> <p>エ 市は、前述の公示を活用しつつ、<u>指定</u>福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に<u>指定</u>福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</p> <p>(4) 避難所としての適切な施設 避難所として適切な施設は公立学校、公民館等であるが、適当な施設がない場合は、公園、広場を利用して、野外へ建物を仮設し、又はテント等を設営する。この場合、平素から安全な広場等及び仮設に必要な避難用テント等の資機材の調達可能数を把握確認しておくものとする。 なお、必要に応じ行政界を越えての避難を考慮し、整備していくものとする。</p> <p>(5) 避難所が備えるべき設備の整備 避難所には、内閣府が作成した「<u>避難生活</u>における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、<u>給水タンク、貯水</u></p>

現行	修正案
<p>組指針」を踏まえ、<u>(追記)</u> テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション <u>(追記)</u> 等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調・洋式トイレ等要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。</p> <p>なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障がい者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。</p> <p>また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平常時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備に努めていく。</p> <p>ア 情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、<u>(追記)</u> ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード、公衆無線LAN等</p> <p>イ 運営事務機能の整備：コピー機、パソコン、避難所を運営するためのシステム、業務用ネットワーク等</p> <p>ウ バックアップ設備の整備：投光器、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等</p> <p>(6) 避難所の破損等への備え</p> <p>市は、避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を図る。</p> <p>(7) 避難所の運営体制の整備</p> <p>ア 市は、平成27年度に作成した「あま市避難所運営マニュアル」等を活用し、各地域の実情を踏まえ、避難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。</p> <p>また、県が作成した「愛知県避難所運営マニュアル」や「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」等を活用し、各地域の実情を踏まえた避難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。</p> <p>イ 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な</p>	<p><u>槽、防災井戸、</u> テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション、<u>炊き出し設備、入浴設備</u>等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調・洋式トイレ等要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。</p> <p>なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障がい者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。</p> <p>また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平常時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備に努めていく。</p> <p>ア 情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、<u>衛星通信を活用したインターネット機器、</u> ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード、公衆無線LAN等</p> <p>イ 運営事務機能の整備：コピー機、パソコン、避難所を運営するためのシステム、業務用ネットワーク等</p> <p>ウ バックアップ設備の整備：投光器、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等</p> <p>(6) 避難所の破損等への備え</p> <p>市は、避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を図る。</p> <p>(7) 避難所の運営体制の整備</p> <p>ア 市は、平成27年度に作成した「あま市避難所運営マニュアル」等を活用し、各地域の実情を踏まえ、避難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。</p> <p>また、県が作成した「愛知県避難所運営マニュアル」や「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」等を活用し、各地域の実情を踏まえた避難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。</p> <p>イ 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、市民等が主体的に</p>

現行	修正案
<p>知識等の普及に努め、市民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。</p> <p>また、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。さらに、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。</p> <p>ウ 避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する市民だけでなく、在宅や車中、テント等での避難生活を余儀なくされる市民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。</p> <p>エ 市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。</p> <p>オ 市は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。</p> <p>カ <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策について、<u>感染症患者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考</u>に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</p> <p>キ <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>避難所を運営できるように配慮する。</p> <p>また、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。さらに、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。</p> <p>ウ 避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する市民だけでなく、在宅や車中、テント等での避難生活を余儀なくされる市民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。</p> <p>エ 市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討し、<u>受入体制を住民へ周知徹底する。</u></p> <p>オ 市は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。</p> <p>カ <u>(削除)</u> 感染症対策について、<u>(削除)</u> 平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</p> <p>キ <u>(削除)</u> 感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</p> <p><u>(8) 避難者等の情報把握</u></p> <p><u>市は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している避難者等の状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらか</u></p>

現行	修正案
	<p><u>じめ、検討するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(9) 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援</u></p> <p><u>ア 市は、在宅避難者等が発生する場所や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>イ 市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</u></p>

■風水害等編 (P159)

現行	修正案
第2節 防疫・保健衛生	第2節 防疫・保健衛生
<p>1 市（保健所設置市を除く）における措置</p> <p>(1) 防疫組織</p> <p>市長を実施責任者とし、防疫は市民生活部環境衛生班が実施し、被災者の健康管理等は同医療救護班が実施する。</p> <p>(2) 防疫活動</p> <p>実施に当たっては、津島保健所等の指示により、また協力を得て、防疫活動を行う。</p> <p>ア 感染症の病原体に汚染された場所の消毒等</p> <p>ア) 市は、区、自主防災組織等の協力を得て、道路、溝渠、公園等公共の場所を中心に消毒を実施し、清掃を行う。</p> <p>イ ねずみ族、昆虫等の駆除</p> <p>市は、汚物堆積地帯その他に対し、殺虫、殺そ剤を散布する。</p>	<p>1 市（保健所設置市を除く）における措置</p> <p>(1) 防疫組織</p> <p>市長を実施責任者とし、防疫は市民生活部環境衛生班が実施し、被災者の健康管理等は同医療救護班が実施する。</p> <p>(2) 防疫活動</p> <p>実施に当たっては、津島保健所等の指示により、また協力を得て、防疫活動を行う。</p> <p>ア 感染症の病原体に汚染された場所の消毒等</p> <p>ア) 市は、区、自主防災組織等の協力を得て、道路、溝渠、公園等公共の場所を中心に消毒を実施し、清掃を行う。</p> <p>イ ねずみ族、昆虫等の駆除</p> <p>市は、汚物堆積地帯その他に対し、殺虫、殺そ剤を散布する。</p>

現行	修正案
<p>ウ 感染症法による生活の用に供される水の供給を実施する。</p> <p>エ 避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、<u>(追記)</u>被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるように努める。</p> <p>(3) 臨時予防接種の実施</p> <p>市は、知事から臨時予防接種の実施の指示を受けた場合には、その指示に従い適確に実施する。</p> <p>(4) 広報及び健康指導</p> <p>市は、県と連携して、被災地の地域住民に対し、感染症予防のための指導及び広報を行う。</p>	<p>ウ 感染症法による生活の用に供される水の供給を実施する。</p> <p>エ 避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、<u>内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。また、</u>被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるように努める。</p> <p>(3) 臨時予防接種の実施</p> <p>市は、知事から臨時予防接種の実施の指示を受けた場合には、その指示に従い適確に実施する。</p> <p>(4) 広報及び健康指導</p> <p>市は、県と連携して、被災地の地域住民に対し、感染症予防のための指導及び広報を行う。</p>

■風水害等編 (P179)

現行	修正案
第1節 避難所の開設・運営	第1節 避難所の開設・運営
<p>1 市及び県における措置</p> <p>(1) 避難所の開設</p> <p>市は、災害のため避難した居住者、滞在者及び被災した市民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。また、避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。</p> <p>また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるも</p>	<p>1 市及び県における措置</p> <p>(1) 避難所の開設</p> <p>市は、災害のため避難した居住者、滞在者及び被災した市民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。また、避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。</p> <p>また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるも</p>

現行	修正案
<p>のとする。</p> <p>(2) 多様な避難所の確保 要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。</p> <p>(3) 他市町村又は県に対する応援要請 市は、自ら避難所の開設が困難な場合、他市町村又は県へ避難所の開設につき応援を要請する。</p> <p>(4) 避難所の運営 市は、避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には職員等を配置するとともに、避難所の運営に当たっては、次の点に留意する。</p> <p>ア 避難所運営マニュアルに基づく避難所運営 市が作成した「あま市避難所運営マニュアル」に基づき、避難所の円滑な運営を図る。</p> <p>イ 避難者の把握 必要な物資等の数量を確実に把握するため、避難者に世帯単位での登録を求め、避難所ごとに避難している人員の把握に努めること。なお、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずること。 また、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。</p> <p>ウ 避難所が危険になった場合の対応 避難所が万一危険になった場合、再避難等についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置を講ずること。</p> <p>エ 避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮 避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。<u>(追記)</u></p> <p>オ 避難所運営における女性の参画等 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特</p>	<p>のとする。</p> <p>(2) 多様な避難所の確保 要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。</p> <p>(3) 他市町村又は県に対する応援要請 市は、自ら避難所の開設が困難な場合、他市町村又は県へ避難所の開設につき応援を要請する。</p> <p>(4) 避難所の運営 市は、避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には職員等を配置するとともに、避難所の運営に当たっては、次の点に留意する。</p> <p>ア 避難所運営マニュアルに基づく避難所運営 市が作成した「あま市避難所運営マニュアル」に基づき、避難所の円滑な運営を図る。</p> <p>イ 避難者の把握 必要な物資等の数量を確実に把握するため、避難者に世帯単位での登録を求め、避難所ごとに避難している人員の把握に努めること。なお、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずること。 また、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。</p> <p>ウ 避難所が危険になった場合の対応 避難所が万一危険になった場合、再避難等についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置を講ずること。</p> <p>エ 避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮 避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。<u>そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対</u></p>

現行	修正案
<p>に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。</p> <p>カ 避難者への情報提供</p> <p>常に市の災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に知らせて、流言飛語の流布防止と不安の解消に努めること。</p> <p>特に、自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活に関わる情報を避難所にも提供するように努める。</p> <p>また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等への情報提供方法について、「あま市避難所運営マニュアル」の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮するものとする。</p> <p>キ 要配慮者へ支援</p> <p>避難所内に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員・児童委員、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、速やかに適切な措置を講ずる。なお、必要に応じて福祉施設等への入所、保健師、ホームヘルパー等による支援を行うものとする。</p> <p>ク 物資の配給等避難者への生活支援</p> <p>給食、給水、その他当面必要とされる物質の配給等、避難者への生活支援にあつては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとること。</p> <p><u>(追記)</u></p> <p>なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「あま市避難所運営マニュアル」を参考に配慮するものとする。</p> <p>ケ 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応</p> <p>避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テント等での生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者<u>に対して、その避難</u></p>	<p><u>策を講じること。</u></p> <p>オ 避難所運営における女性の参画等</p> <p>避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。</p> <p>カ 避難者への情報提供</p> <p>常に市の災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に知らせて、流言飛語の流布防止と不安の解消に努めること。</p> <p>特に、自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活に関わる情報を避難所にも提供するように努める。</p> <p>また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等への情報提供方法について、「あま市避難所運営マニュアル」の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮するものとする。</p> <p>キ 要配慮者へ支援</p> <p>避難所内に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員・児童委員、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、速やかに適切な措置を講ずる。なお、必要に応じて福祉施設等への入所、保健師、ホームヘルパー等による支援を行うものとする。</p> <p>ク 物資の配給等避難者への生活支援</p> <p>給食、給水、その他当面必要とされる物質の配給等、避難者への生活支援にあつては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとること。</p> <p><u>また、内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、栄養バランスの取れた適温の食事の提供等質の確保にも配慮すること。</u></p> <p>なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「あま市避難所運営マニュアル」を参考</p>

現行	修正案
<p>生活の環境整備に必要な措置を講じる。</p> <p>コ 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営</p> <p>避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPOやボランティア等の協力が得られるよう努める。</p> <p>サ ペットの取扱い</p> <p>必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図る。また、(追記) 獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p> <p>シ 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請</p> <p>市は、災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、及び避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、県が締結した「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、県を通じ生活衛生同業組合へ要請する。避難所の衛生的な環境の確保が困難となった場合は、県が締結した「災害時における避難所等の清掃業務の支援に関する協定」に基づき、県を通じ一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会へ業務の提供を要請する等避難所の公衆衛生の向上に努めるものとする。</p> <p>ス 感染症対策</p> <p>市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p>	<p>に配慮するものとする。</p> <p>ケ 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応</p> <p>避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テント等での生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者等が一人ひとりの事情や状況に応じて適切な場所で避難生活を送ることができるよう、内閣府が作成した「在宅・車中泊避難者等の支援の手引き」を踏まえ、避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。</p> <p>コ 在宅避難者等の支援拠点</p> <p>市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被害者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。</p> <p>サ 車中泊避難を行うためのスペース</p> <p>市は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。</p> <p>シ 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営</p> <p>避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPOやボランティア等の協力が得られるよう努める。</p> <p>ス ペットの取扱い</p> <p>必要に応じて、ペットの飼養場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼養場所や飼</p>

現行	修正案
	<p><u>養</u>ルールを<u>飼い主</u>及び避難者へ周知・徹底を図る。また、<u>飼い主等からのペットの一時預かり要望への対応等について</u>、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p> <p><u>セ 避難の長期化に伴う対応</u></p> <p><u>避難の長期化等必要に応じて、以下の項目等の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(ア)プライバシーの確保状況</u></p> <p><u>(イ)入浴施設設置の有無及び利用頻度</u></p> <p><u>(ウ)洗濯等の頻度</u></p> <p><u>(エ)医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度</u></p> <p><u>(オ)暑さ・寒さ対策の必要性</u></p> <p><u>(カ)食料の確保、配食等の状況</u></p> <p><u>(キ)し尿及びごみの処理状況</u></p> <p><u>(ク)避難者の健康状態</u></p> <p><u>(ケ)指定避難所の衛星状態</u></p> <p><u>ソ 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請</u></p> <p>市は、災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、及び避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、県が締結した「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、県を通じ生活衛生同業組合へ要請する。避難所の衛生的な環境の確保が困難となった場合は、県が締結した「災害時における避難所等の清掃業務の支援に関する協定」に基づき、県を通じ一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会へ業務の提供を要請する等避難所の公衆衛生の向上に努めるものとする。</p> <p><u>タ 感染症対策</u></p> <p>市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p>

現行	修正案
	る。

現行	修正案						
第1節 避難所の指定・整備等	第1節 避難所の指定・整備等						
<p>1 市における措置</p> <p>(1) 避難所等の整備 詳細については、風水害等災害対策計画第2編 第8章 第1節「避難所の指定・整備等 1(1)避難所等の整備」の定めるところによる。(P67)</p> <p>(2) 指定避難所の指定 詳細については、風水害等災害対策計画第2編 第8章 第1節「避難所の指定・整備等 1(2)指定避難所の指定」の定めるところによる。(P67)</p> <p style="text-align: center;"><一人当たりの必要占有面積></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 15%;">1 m² ／人</td> <td style="padding: 2px;">発災直後の一時的避難段階で座った状態程度の占有面積</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 m² ／人</td> <td style="padding: 2px;">緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 m² ／人</td> <td style="padding: 2px;">避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積</td> </tr> </table> <p>※ <u>介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。また避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。</u></p> <p style="text-align: center;"><新型コロナウイルス感染症対応時の必要占有面積></p> <p><u>一 가족が、目安で3m×3mの1区画を使用し、各区画（一 가족）の距離は1～2m以上空ける（※人数に応じて区画の広さは調整する。）。</u></p> <p>ア 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。</p> <p>イ 上記アの基準に加え、避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、バリアフリー化しておくことが望ましい。</p> <p>ウ 指定に当たっては、原則として、防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠</p>	1 m ² ／人	発災直後の一時的避難段階で座った状態程度の占有面積	2 m ² ／人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積	3 m ² ／人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積	<p>1 市における措置</p> <p>(2) 避難所等の整備 詳細については、風水害等災害対策計画第2編 第8章 第1節「避難所の指定・整備等 1(1)避難所等の整備」の定めるところによる。(P71)</p> <p>(2) 指定避難所の指定 詳細については、風水害等災害対策計画第2編 第8章 第1節「避難所の指定・整備等 1(2)指定避難所の指定」の定めるところによる。(P71)</p> <p>ア 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、<u>避難所内の空間配置図やレイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。また、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。</u></p> <p>イ 上記アの基準に加え、避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、バリアフリー化しておくことが望ましい。</p> <p>ウ <u>内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、避難者の居住スペースを確保するものとする。</u>「避難生活における「指定に当たっては、原則として、防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点などの災害対策に必要な施設を避難所として使用しないこととする。また、災害発生時に複数の避難者がやむを得ず指定避難所以外の施設に避難した場合は、その場所を新たに避難所として追認、登録することが必要である。</p> <p>エ 市は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を明確にしておくものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>オ 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難</u></p>
1 m ² ／人	発災直後の一時的避難段階で座った状態程度の占有面積						
2 m ² ／人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積						
3 m ² ／人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積						

現行	修正案
<p>点などの災害対策に必要な施設を避難所として使用しないこととする。また、災害発生時に複数の避難者がやむを得ず指定避難所以外の施設に避難した場合は、その場所を新たに避難所として追認、登録することが必要である。</p> <p>エ 市は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を明確にしておくものとする。</p> <p><u>オ (追記)</u></p> <p>(3) <u>(追記) 福祉避難所の整備</u></p> <p>ア 市は、<u>指定避難所内の一般避難スペース</u>では生活することが困難な障害者、医療的ケア</p> <p>を必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、<u>福祉避難所として</u>指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等について必要な配慮をするよう努めるものとする。</p> <p>イ 市は、<u>福祉避難所</u>として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。</p> <p><u>ウ 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。</u></p>	<p><u>場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。</u></p> <p>(3) <u>指定福祉避難所の指定</u></p> <p>ア 市は、<u>指定一般避難所内</u>では生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、<u>指定福祉避難所</u>として指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等について必要な配慮をするよう努めるものとする。</p> <p>イ 市は、<u>指定福祉避難所</u>として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。</p> <p><u>ウ</u> 市は、<u>指定福祉避難所</u>について、受入れを想定していない避難者が避難してこないよう、必要に応じて、あらかじめ<u>指定避難所として指定</u>する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</p> <p><u>エ</u> 市は、前述の公示を活用しつつ、<u>指定福祉避難所</u>で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成</p>

現行	修正案
<p>エ 市は、<u>指定福祉避難所</u>について、受入れを想定していない避難者が避難してこないよう、必要に応じて、あらかじめ<u>福祉避難所として指定避難所を指定</u>する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</p> <p>オ 市は、前述の公示を活用しつつ、<u>福祉避難所</u>で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に<u>福祉避難所</u>へ直接避難することができるものとする。</p> <p>(4) 避難所が備えるべき設備の整備</p> <p>避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。</p> <p>なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障がい者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。</p> <p>また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平常時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。</p> <p>ア 情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、<u>(追加)</u>ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード、公衆無線LAN等</p> <p>イ 運営事務機能の整備：コピー機、パソコン、避難所を運営するためのシステム、業務用ネットワーク等</p> <p>ウ バックアップ設備の整備：投光器、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等</p> <p>(5) 避難所の破損等への備え</p> <p>市は、避難所として指定した施設等の破</p>	<p>し、要配慮者が、避難が必要となった際に<u>指定福祉避難所</u>へ直接避難することができるものとする。</p> <p>(4) 避難所が備えるべき設備の整備</p> <p>避難所には、内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、<u>給水タンク、貯水槽、防災井戸</u>、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション<u>炊き出し設備、入浴設備</u>等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。</p> <p>なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障がい者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。</p> <p>また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平常時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。</p> <p>ア 情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、<u>衛星通信を活用したインターネット機器</u>、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード、公衆無線LAN等</p> <p>イ 運営事務機能の整備：コピー機、パソコン、避難所を運営するためのシステム、業務用ネットワーク等</p> <p>ウ バックアップ設備の整備：投光器、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等</p> <p>(5) 避難所の破損等への備え</p>

現行	修正案
<p>損に備えて、避難用テントの備蓄等を図る。</p> <p>(6) 避難所の運営体制の整備</p> <p>ア 市は、県が作成した「愛知県避難所運営マニュアル」や「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」などを参考に、各地域の実情を踏まえ、避難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。</p> <p>イ 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、市民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。</p> <p>また、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。さらに、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材にたいして協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。</p> <p>ウ 避難所においては、多種多様な問題が発生することが予想されるため、各地域ごとの実情を踏まえた避難所の運営体制の整備を図るものとする。</p> <p>なお、避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する市民だけでなく、在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる市民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。</p> <p>エ 市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。</p> <p>オ 市は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。</p> <p>カ <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策について、<u>感染者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、</u>平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を</p>	<p>市は、避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を図る。</p> <p>(6) 避難所の運営体制の整備</p> <p>ア 市は、県が作成した「愛知県避難所運営マニュアル」や「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」などを参考に、各地域の実情を踏まえ、避難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。</p> <p>イ 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、市民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。</p> <p>また、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。さらに、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材にたいして協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。</p> <p>ウ 避難所においては、多種多様な問題が発生することが予想されるため、各地域ごとの実情を踏まえた避難所の運営体制の整備を図るものとする。</p> <p>なお、避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する市民だけでなく、在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる市民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。</p> <p>エ 市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討し、<u>受入体制を住民へ周知徹底する。</u></p> <p>オ 市は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。</p> <p>カ <u>(削除)</u> 感染症対策について、<u>(削除)</u> 平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</p>

現行	修正案
<p>含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</p> <p>キ <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</p> <p>(追記)</p>	<p>キ <u>(削除)</u> 感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</p> <p><u>(7) 避難者等の情報把握</u></p> <p><u>市は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している避難者等の状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(8) 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援</u></p> <p><u>ア 市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難所等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>イ 市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な備蓄に努めるものとする。</u></p>

現行	修正案
第1節 避難所の開設・運営	第1節 避難所の開設・運営
<p>第2節 防疫・保健衛生</p> <p>(1) 避難の状況の把握 災害時有線電話を活用して、施設管理者からの被災者の避難状況を把握する。また、休日、勤務時間外に地震が発生した場合は、参集職員が最寄りの避難所に立ち寄り、被災者の避難状況を把握する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;"> <p>附属資料 指定避難所一覧</p> </div> <p>(2) 開設予定避難所の安全性の確保 避難所開設に先立ち、避難予定施設が余震等の二次災害の危険のおそれがあるかどうか、次により施設の安全性を確認する。 ア 施設管理者によるチェック 避難予定施設の管理者は、地震発生後速やかに目視等により施設の安全性を確認し、調査結果をあま市災害対策本部に報告する。 イ 応急危険度判定士によるチェック 応急危険度判定士を開設予定避難所に派遣し、施設の安全性を確認する。応急危険度判定士が不足する場合には、県支援本部に応援を要請する。</p> <p>(3) 職員の派遣 市は、施設管理者からの情報又は参集職員等の情報に基づき、開設可能な施設の中から避難所開設の必要度の高い所から順次、職員を派遣し、避難所の開設に必要な業務にあたらせるものとする。</p> <p>(4) 学校機能の早期回復 大規模な地震災害により避難所を開設した場合は、避難生活が長期化するおそれがある。 避難所が学校である場合は、避難者の立入禁止区域を設定するなど、避難者と児童生徒等との住み分けを行い、あるいは仮設住宅を早期に建設して学校機能の早期回復に配慮する。</p> <p>(5) 避難者のプライバシー確保 避難生活が長期に及ぶほど、プライバシーの確保が重要となるので、仕切り板の</p>	<p>1 市における措置</p> <p>(1) 避難の状況の把握 災害時有線電話を活用して、施設管理者からの被災者の避難状況を把握する。また、休日、勤務時間外に地震が発生した場合は、参集職員が最寄りの避難所に立ち寄り、被災者の避難状況を把握する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;"> <p>附属資料 指定避難所一覧</p> </div> <p>(2) 開設予定避難所の安全性の確保 避難所開設に先立ち、避難予定施設が余震等の二次災害の危険のおそれがあるかどうか、次により施設の安全性を確認する。 ア 施設管理者によるチェック 避難予定施設の管理者は、地震発生後速やかに目視等により施設の安全性を確認し、調査結果をあま市災害対策本部に報告する。 イ 応急危険度判定士によるチェック 応急危険度判定士を開設予定避難所に派遣し、施設の安全性を確認する。応急危険度判定士が不足する場合には、県支援本部に応援を要請する。</p> <p>(3) 職員の派遣 市は、施設管理者からの情報又は参集職員等の情報に基づき、開設可能な施設の中から避難所開設の必要度の高い所から順次、職員を派遣し、避難所の開設に必要な業務にあたらせるものとする。</p> <p>(4) 学校機能の早期回復 大規模な地震災害により避難所を開設した場合は、避難生活が長期化するおそれがある。 避難所が学校である場合は、避難者の立入禁止区域を設定するなど、避難者と児童生徒等との住み分けを行い、あるいは仮設住宅を早期に建設して学校機能の早期回復に配慮する。</p> <p>(5) 避難者のプライバシー確保 避難生活が長期に及ぶほど、プライバシーの確保が重要となるので、仕切り板の</p>

現行	修正案
<p>設置など避難者への配慮を行う。<u>(追記)</u></p> <p>(6) 避難者による自治組織発足の支援</p> <p>避難所の運営に当たって、避難生活が長期に及ぶ場合には避難者主体の自治組織の発足を促し、集団避難生活における申合せ事項等が自主的に作られるよう支援する。</p> <p>また、避難所における情報の伝達、食糧、飲料水等の配布、清掃等について、各避難所の自治組織の協力を得て、避難者主体による自主的な管理運営がなされるよう努める。また、必要に応じてボランティア等に対して協力を求める。</p> <p>その他、詳細については、風水害等災害対策計画 第3編 第9章 第1節「避難所の開設・運営」の定めるところによる。(P175) 対策」参照のこと。(P90)</p>	<p>設置など避難者への配慮を行う。<u>そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを把握するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じること。</u></p> <p>(6) 避難者による自治組織発足の支援</p> <p>避難所の運営に当たって、避難生活が長期に及ぶ場合には避難者主体の自治組織の発足を促し、集団避難生活における申合せ事項等が自主的に作られるよう支援する。</p> <p>また、避難所における情報の伝達、食糧、飲料水等の配布、清掃等について、各避難所の自治組織の協力を得て、避難者主体による自主的な管理運営がなされるよう努める。また、必要に応じてボランティア等に対して協力を求める。</p> <p>その他、詳細については、風水害等災害対策計画 第3編 第9章 第1節「避難所の開設・運営」の定めるところによる。(P179)</p>

2. 情報の収集・連絡体制の整備に係る修正

<修正箇所>

- 風水害等編 第2編 第7章 防災施設・整備、災害用資機材及び体制の整備
- 地震・津波編 第2編 第10章 防災施設・整備、災害用資機材及び体制の整備

風水害編 (P59)

現行	修正案
第1節 防災施設・整備及び災害用資機材の整備	第1節 防災施設・整備及び災害用資機材の整備
<p>5 情報の収集・連絡体制の整備等</p> <p>(1) 情報の収集・連絡体制</p> <p>市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくとともに、必要に応じ航空機、無人航空機、船、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を推進する。</p> <p>(2) 通信手段の確保</p> <p>ア 通信施設の防災構造化等</p> <p>市、県及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。</p> <p>イ 通信施設の非常用発電機</p> <p>万一通信施設に被害が発生した場合に備え、非常用電源設備を、耐震性があり、かつ浸水する危険性が低い等堅固な場所（風水害においては浸水する危険性が低い場所）に整備し、その保守点検等を実施する。</p> <p>ウ 耐震通信施設、災害対策用指揮車及び可搬型衛星通信局の整備</p> <p>大規模災害時の通信が途絶した場合に備えて、県は、耐震通信施設及び災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局の整備を行い、通信体制の確保に努める。</p>	<p>5 情報の収集・連絡体制の整備等</p> <p>(1) 情報の収集・連絡体制</p> <p>市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくとともに、必要に応じ航空機、無人航空機、船、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を推進する。</p> <p>(2) 通信手段の確保</p> <p>ア 通信施設の防災構造化等</p> <p>市、県及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。</p> <p>イ 通信施設の非常用発電機</p> <p>万一通信施設に被害が発生した場合に備え、非常用電源設備を、耐震性があり、かつ浸水する危険性が低い等堅固な場所（風水害においては浸水する危険性が低い場所）に整備し、その保守点検等を実施する。</p> <p>ウ 耐震通信施設、災害対策用指揮車及び可搬型衛星通信局の整備</p> <p>大規模災害時の通信が途絶した場合に備えて、県は、耐震通信施設及び災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局の整備を行い、通信体制の確保に努める。</p>

現行	修正案
<p><u>(追加)</u></p> <p>(3) 被災者等への情報伝達 電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。 また、通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。</p>	<p><u>エ 衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用</u> <u>市、県及び防災関係機関は、通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。</u></p> <p>(3) 被災者等への情報伝達 電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。 また、通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。</p>

地震・津波編 (P152)

現行	修正案
<p>第1節 避難所の開設・運営</p> <p>1 市における措置</p> <p>(5) 避難者のプライバシー確保 避難生活が長期に及ぶほど、プライバシーの確保が重要となるので、仕切り板の設置など避難者への配慮を行う。<u>(追記)</u></p>	<p>第1節 避難所の開設・運営</p> <p>1 市における措置</p> <p>(5) 避難者のプライバシー確保 避難生活が長期に及ぶほど、プライバシーの確保が重要となるので、仕切り板の設置など避難者への配慮を行う。<u>そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じること。</u></p>